

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 建設業者の変更登録
昭和三十六年度製造業事業所における製造品と原材料、燃料等の流通調査要綱
牛の結核病検査等の実施
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公告 昭和三十六年度鳥取県職員採用初級試験の合格者

告示

鳥取県告示第六百三十八号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条第一項の規定による変更届の提出があつたので、同条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に、昭和三十六年十一月四日変更登録した。

昭和三十六年十一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

名 称

営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録
(一) 第三七二号

昌 立 建 設 (有)

(新) 八頭郡智頭町大字智頭一、八〇九の五
(旧) 大字郷原一五五

(新) 岸本大造
(旧) 葉狩多平

鳥取県告示第六百三十九号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第

七号）に基づき、昭和三十六年度製造業事業所における製造品と原材料、燃料等の流通調査要綱を次のように定

める。

昭和三十六年十一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年度製造業事業所における製造品と原材料、燃料等の流通調査要綱

一 目的

本県内にある製造業事業所における製造品及び原材料等の需給状況を明らかにして、県民所得推計、産業連関分析等の経済分析を行なうほか、本県産業発展のための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の期間及び時期

調査の期間は昭和三十六年一年とし、調査時期は昭和三十六年年末現在とする。

三 調査の範囲

調査の時期に県内にある、日本標準産業分類によるF製造業に該当する事業所(事業所二以上を経営する企業の本社本店を除く。)について行なう。

四 調査の事項

- A 製造品出荷額
 - B 加工賃収入
 - C 修理料、屑廃物
 - D 委託生産費
 - E 原材料
 - F 燃料、電力
 - G 製造品の出荷系統
 - H 使用原材料の購入系統
- 品目別金額と品目別、県外出荷先別金額
- 品目別、県外仕入先別金額
- 昭和三十六年工業調査の附帯調査とし、統計調査員が申告者に配布する調査票により行なう。
- 六 調査票の提出
- A 申告者は、調査票に所定の事項を記入したうえ、昭和三十七年一月三十一日までに、その事業所の所在地の市町村に提出しなければならない。
- B 市町村長は、管内の調査票をとりまとめのうえ、調査事項記載上の不備を点検し、同年二月末日までに知事に提出しなければならない。

七 統計調査員

調査に従事させるための調査員は、工業統計調査区を担当する工業調査員とする。

八 集計及び公表

集計は全部集計とし、県において集計し集計完了の際公表する。

鳥取県告示第六百四十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病、ブルセラ病検査並びに肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六條の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十六年十一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 牛の結核病並びにブルセラ病及び肝てつ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり及び場所

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 結核病並びにブルセラ病

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育して雌牛及びこれと同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前後一月以内のものを除く。

肝てつ検査及び駆除

牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

結核病検査 ツベルクリン皮内反応
ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際法
肝てつ検査 皮内注射反応及び虫卵検査法
肝てつ駆除 ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

一 乳牛結核、ブルセラ病、肝てつ検査並びに駆除

受験番号 氏名
六 福田 道之

受験番号 氏名
一 中本 阜男
(以上二人)

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
[定価 一部月極 二〇円(送料共)] 県